

2受文庁第3732号

一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会

令和2年9月30日付けで申請があり，令和2年11月26日付けで補正があった授業目的公衆送信補償金の額については，別紙の文化審議会答申を踏まえ，適正な額と認められるため，著作権法（昭和45年法律第48号）第104条の13第1項の規定により認可します。

なお，（ア）貴協会が作成した授業目的公衆送信補償金規程案附則第2項に規定する，実施の日から3年を経過する毎に行う実施後の状況を勘案した検討及びその結果に基づく必要な措置については，貴協会に対し適切に指導監督を行うこと，（イ）補償金の分配については，法第104条の14の規定に基づき指定管理団体が文化庁長官に届け出なければならない補償金関係業務の執行に関する規程において、著作権法施行規則（昭和45年文部省令第26号）第22条の5第2項の規定に基づき貴協会が補償金の個々の権利者への分配方法の詳細（権利者不明等の場合の分配方法を含む。）を明らかにするとともに，利用者を含め広く社会に対し，より丁寧に説明すべきことを申し添えます。

令和2年12月18日

文化庁長官

宮田 亮 平

令和 2 年 1 2 月 1 4 日

文化庁長官
宮 田 亮 平 殿文化審議会会長
佐 藤 信

授業目的公衆送信補償金の額の認可について（答申）

本件は、著作権法（昭和 4 5 年法律第 4 8 号。以下「法」という。）第 1 0 4 条の 1 3 第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 9 月 3 0 日付けで一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（以下「協会」という。）より文化庁長官に申請があったものであり、文化庁長官から、同条第 5 項の規定に基づき、文化審議会にその認可について令和 2 年 1 0 月 1 2 日付け令和 2 年諮問第 8 8 号で諮問が行われたものであります。

著作権分科会使用料部会において、『改正著作権法第 1 0 4 条の 1 3 第 1 項の規定に基づく「授業目的公衆送信補償金」の額の認可に係る審査基準（平成 3 0 年 1 1 月 1 4 日文化庁著作権課）』を妥当なものとして採用し、令和 2 年 1 0 月 2 3 日及び 1 1 月 1 6 日に、協会及び教育機関の設置者団体の意見を聴いた上で審議を行った結果、協会に対し、授業目的公衆送信を行う都度支払う場合の手続の緩和、公開講座・免許状認定講習における料金体系等について再検討を求めたところ、協会から補正された申請書が提出されました。当該補正後申請書に基づき、1 2 月 8 日に審議を行った使用料部会の結果を受けて、1 2 月 1 4 日に著作権分科会で審議を行った結果、諮問のあった授業目的公衆送信補償金の額の認可については、以下の理由により、適正な額であると認められるため、認可することが相当であるとの結論を得ました。

<認可の理由>

- ① 額の水準については、審査基準において、通常の使用料の額や諸外国の補償金額の例などが判断要素の一つとなっているところ、著作物等の使用料は基本的に市場原理で定まるものであるため、補償金の適正額を一律に決められるものではないが、学生等一人当たりの単価等の根拠について一定

の説明をした上で、教育機関の設置者団体からのできるだけ低廉にとの要望に応え、権利者団体が合意できる範囲内で更に減額をし、低廉な額としているものと考えられる。

- ② 料金体系については、包括料金はオンライン授業の頻度に関わらず学生数等に応じて定めるものであり、併せて都度支払いの料金も設定していることから、教育機関の利用の現状と今後のニーズの見通しに応えるものと考えられる。
- ③ コロナ禍における経過措置が必要との意見については、コロナ禍の経済的影響は文化芸術関係者にも深刻であるところ、既に令和2年度に特例的に無償としており、これ以上の配慮が困難であることは理解できる。

なお、（ア）協会の作成した授業目的公衆送信補償金規程案附則第2項に規定する、実施の日から3年を経過する毎に行う実施後の状況を勘案した検討及びその結果に基づく必要な措置については、文化庁が協会に対し適切に指導監督を行うべきこと、（イ）補償金の分配については、法第104条の14の規定に基づき指定管理団体が文化庁長官に届け出なければならない補償金関係業務の執行に関する規程において、著作権法施行規則（昭和45年文部省令第26号）第22条の5第2項の規定に基づき協会が補償金の個々の権利者への分配方法の詳細（権利者不明等の場合の分配方法を含む。）を明らかにするとともに、利用者を含め広く社会に対し、より丁寧に説明すべきことを申し添えます。

以上

授業目的公衆送信補償金制度の概要

令和2年12月
文化庁

平成30年著作権法改正（授業目的公衆送信補償金制度）概要

- ICTを活用した教育を推進するため、**著作物の利用円滑化と著作権者の利益保護とのバランス**をとった制度。補償金を一括で支払うことにより、著作物を**無許諾利用**できる範囲が拡大。

無許諾・無償

要許諾（権利者毎の使用料）

⇒無許諾・有償（文化庁が認可する補償金）

（著作権法第35条第1項）

複製

対面授業で使用する資料として印刷・配布



複製して配布



（著作権法第35条第3項）

遠隔合同授業等のための公衆送信

対面授業で使用した資料や講義映像を遠隔合同授業等（同時中継）で他の会場に送信



同時中継

遠隔地の会場



（著作権法第35条第1項・第2項）

平成30年の改正範囲

その他の公衆送信全て

対面授業の予習・復習用の資料をメールで送信
対面授業で使用する資料を外部サーバ経由で送信



オンデマンド授業で講義映像や資料を送信



スタジオ型のリアルタイム配信授業



同時中継

遠隔地の会場



※ただし、ドリルやワークブックといった児童生徒等の購入を想定した著作物を、購入させずに複製や公衆送信を行うことなど、著作権者の利益を不当に害するような場合については、別途許諾が必要です。

(学校その他の教育機関における複製等)

第三十五条 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担任する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。）を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

3 (略)

対面授業と遠隔授業との相違点

- 著作権は法律で認められた私権であり、著作物の複製や公衆送信といった利用行為ごとに権利が及ぶというのが国際的なルール。外国の著作物利用への対価還元も必要。

	日本	ヨーロッパ (ドイツ、フランスなど)
複製 (対面授業)	紙の複製・配布： 無許諾＋無償 ※現行法制定時（昭和45年）の印刷技術が前提（広がる範囲が限定的）。 ⇒ 本来有償 のところ、法改正時は、 教育現場の混乱を避けるため、無償を継続 。	有償
公衆送信 (遠隔授業)	許諾権に基づく対価（権利者毎の使用料） ↓ 無許諾＋文化庁が認可する 適正な額の補償金 ※ <u>ネット送信はその広がり</u> に制約がなく、複製より <u>権利者への不利益</u> が大きい。	有償

制度の意義 教育向けのコンテンツのサブスクリプションサービス

- あらゆる種類の著作物利用について、**ワンストップ**の指定管理団体を通じ権利の**一括処理**が可能に。
- 無断利用を止められる「許諾権」を制限することにより、遠隔教育等での著作物等の利用を促進し、**教育などの未来への投資**に生かす。
- 一方、作家や作曲家など**クリエイターへの対価還元**により次なる創作を促す。

許諾権の制限と**ワンストップ**の窓口
コンテンツの**定額利用サービス**



- **利用のための許諾が不要**
⇒権利者を探さなくていい
⇒利用を断られない
- **早くて簡便な手続**
⇒授業準備に余分な手間を取らない
⇒教員や児童生徒は手続き不要

**1人年間数百円
(珈琲1杯分)程度
で何度でも利用可能**

(補償金額については、指定管理団体が教育機関の設置者代表からの意見聴取を経て申請し、文化庁長官が文化審議会に諮った上で認可。)

※1：著作権法第35条第1項・第2項。 ※2：著作権法第104条の12。

指定管理団体について

授業目的公衆送信補償金は、文化庁長官が指定する指定管理団体（全国を通じて1個に限る）のみが権利行使できることが予定されている（第104条の12）。

➡ 平成31年2月15日に「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会」が指定管理団体として指定された。

（同協会は、教育分野に係る権利者団体39団体により平成28年9月に設立された「教育利用に関する著作権等管理協議会」を母体とし、平成31年1月22日に設立された。なお、「教育利用に関する著作権等管理協議会」は、文化審議会著作権分科会において、著作権法第35条の権利制限規定の整備に伴い補償金制度の導入がなされることとなった場合に、補償金の徴収分配の受皿となる団体を設立して必要な準備に当たる旨の方針を表明していた。）

協会の概要

名称：一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会

英名：Society for the Administration of Remuneration for
Public Transmission for School Lessons

略称：SARTRAS（サートラス）

設立：2019年1月22日設立

代表理事：土肥一史

（弁護士、吉備国際大学大学院知的財産学研究科特任教授）



〔目的〕

本会は、著作者、実演家、レコード製作者、放送事業者及び有線放送事業者の権利を有する者（以下「権利者」という。）のために、授業目的公衆送信補償金（以下「補償金」という。）を受ける権利又は複製権等の許諾権を行使し権利者に分配することによって、教育分野の著作物等の利用の円滑化を図るとともに、あわせて著作権及び著作隣接権の保護に関する事業等を実施し、もって文化の普及発展に寄与することを目的とする。

〔実施する事業〕

- (1) 著作権法（以下「法」という。）第104条の13第1項に基づき文化庁長官に認可を求める補償金の額の決定、徴収及び分配その他補償金を受ける権利の行使に関すること
- (2) 著作権又は著作隣接権の管理業務に関すること
- (3) 著作権制度の普及啓発及び調査研究
- (4) 著作物の創作の振興及び普及
- (5) 著作権及び著作隣接権の保護に関する国際協力
- (6) 教育における著作物等の利用に関する調査研究
- (7) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

社員一覧

（令和2年1月末時点）

社員	構成員団体
新聞教育著作権協議会	一般社団法人新聞著作権管理協会
言語等教育著作権協議会	一般社団法人学術著作権協会 公益社団法人日本文藝家協会 協同組合日本脚本家連盟 協同組合日本シナリオ作家協会
視覚芸術等教育著作権協議会	一般社団法人日本写真著作権協会 一般社団法人日本美術著作者連合 公益社団法人日本漫画家協会
出版教育著作権協議会	一般社団法人日本雑誌協会 一般社団法人日本書籍出版協会 一般社団法人自然科学書協会 一般社団法人日本医書出版協会 一般社団法人出版祥会 一般社団法人日本楽譜出版協会 一般社団法人日本電子書籍出版社協会 日本児童図書出版協会
音楽等教育著作権協議会	一般社団法人日本音楽著作権協会 公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 一般社団法人日本レコード協会
映像等教育著作権協議会	日本放送協会 一般社団法人日本民間放送連盟 一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟

制度創設の経緯

- 平成18年に授業のための公衆送信を権利制限の対象にすることを文化審議会において検討。しかし、**教育関係団体としての意見集約がなされなかったこと**などから結論に至らず。
- 平成26年度から文化審議会ですべて改めて議論。権利者と教育機関との利害調整は困難を極めたが、**約4年間かけてようやく両当事者※が合意**。（平成29年4月文化審議会著作権分科会報告書）
- 平成30年の通常国会において本制度の創設を盛り込んだ法案が**賛成多数で可決・公布**。
- 平成30年度より、新制度のガイドライン等を当事者間で策定するための「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」を開催。本フォーラムには、**権利者団体と国公立の学校種毎の教育機関の設置者等（※7頁参照）が参加**。ここでは**有償の補償金を前提として、新制度によりどのような利用が可能となるかなどを整理**。
- 新型コロナウイルス感染症の流行という事態の緊急性・重要性に鑑み、**令和2年度に限り特例的に補償金額を無償**に。クリエイターにとって特例的な配慮。
- 令和3年度からの本格実施に向け、**令和2年8～9月に指定管理団体により教育機関等の設置者団体に意見聴取**を行い、その結果も踏まえ**令和2年9月末に文化庁に対して補償金額の認可申請**。文化審議会における議論を経て、**令和2年12月18日に補償金額を文化庁長官が認可**。

改正法の施行期日である**令和3年度以降は有償で本制度を開始**を予定

※：教育の情報化の推進に関する当事者間協議において議論。教育関係者からは、国立大学協会、公立大学協会、日本私立大学団体連合会、全国都道府県教育委員会連合会、全国市町村教育委員会連合会、権利者団体からは学術著作権協会、日本書籍出版協会、日本写真著作権協会、日本文藝家協会、日本新聞協会が参加。また平成28年度文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会（第4回）には、初等中等教育関係団体（全国都道府県教育委員会連合会、全国市町村教育委員会連合会、全国連合小学校長会、全日本中学校長会、全国高等学校長会、日本私立小学校連合会、日本私立中学高等学校連合会、全国国立大学附属学校連盟）、国立大学協会、公立大学協会、日本私立大学団体連合会、全国専修学校各種学校総連合会が意見書を提出の上、合意。

著作物の教育利用に関する関係者フォーラム

- 権利者団体と教育関係者が共同してフォーラムを設置し、文化庁・文部科学省、有識者等より助言を得つつ、改正法に基づく制度の構築をはじめとする環境整備に取り組んでいる。
- 平成30年度より、①補償金の支払等 ②教育現場における普及啓発 ③著作権法の解釈に関するガイドライン ④補償金制度を補完するライセンス環境について検討がなされ、現在は**③を中心に議論が進められている**。これまでに計42回開催。令和3年度の運用指針は、年明けを目処に決定予定。

総合フォーラム

専門フォーラムからの検討結果を議論

平成30年11月開始

専門フォーラム

- ① 教育利用の補償金の支払等について
- ② 教育現場における著作権に関する研修や普及啓発等について
- ③ 著作権法の解釈に関するガイドラインについて
- ④ 補償金制度を補完するライセンス環境について

※令和元年度からはフォーラムを一つにまとめて議論を行っている。

(構成団体・構成員例)

利用者側
(総合フォーラム委員)

全国都道府県教育委員会連合会
全国市町村教育委員会連合会
日本私立小学校連合会
日本私立中学高等学校連合会
一般社団法人国立大学協会
日本私立大学団体連合会
一般社団法人公立大学協会
国立高等専門学校機構
全国公立短期大学協会
全国専修学校各種学校総連合会
その他 有識者 関係団体 等

権利者側

一般社団法人日本写真著作権協会
一般社団法人日本書籍出版協会
日本放送協会
協同組合日本脚本家連盟
一般社団法人日本雑誌協会
公益社団法人日本芸能実演家団体協議会
一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
一般社団法人日本音楽著作権協会
一般社団法人日本レコード協会
一般社団法人日本民間放送連盟
一般社団法人日本新聞協会
一般社団法人日本美術著作権連合
公益社団法人日本文藝家協会
一般社団法人学術著作権協会

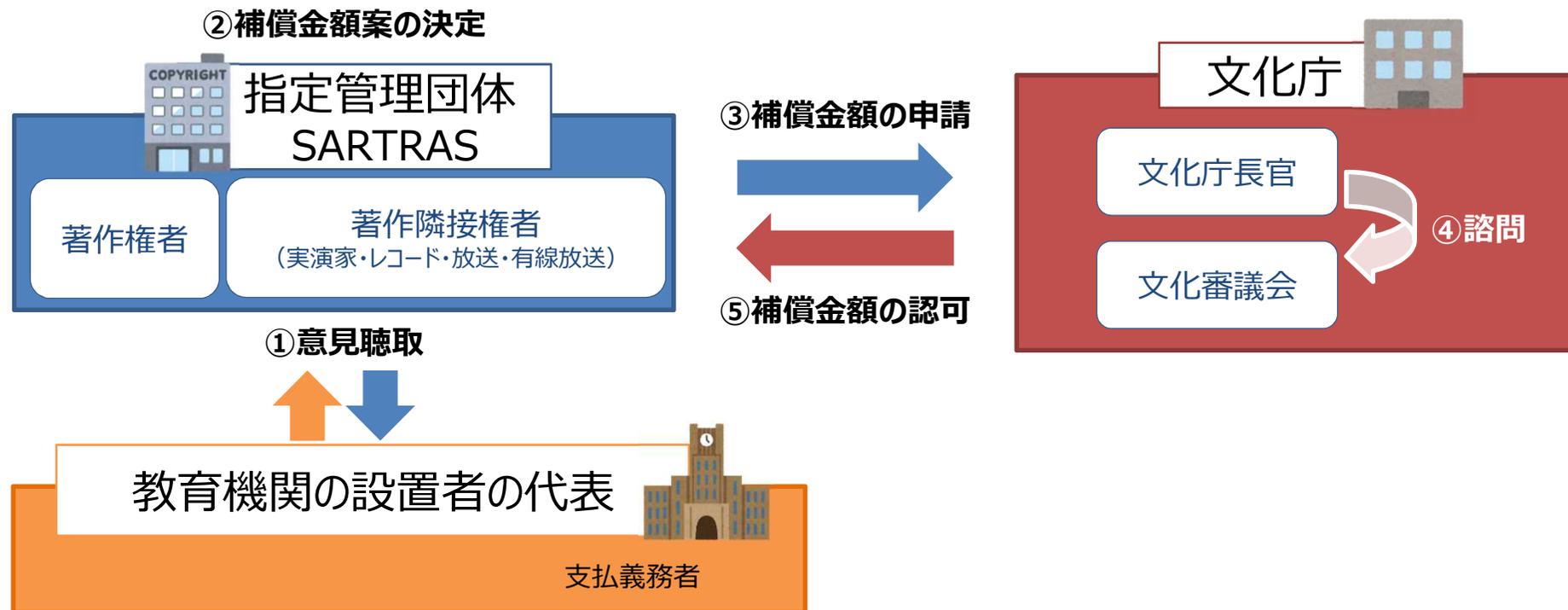
授業目的公衆送信補償金制度の本格運用までの流れ

本格運用までのプロセス



※令和2年4月28日に早期施行。令和2年度に限り補償金額は零円。

補償金額の決定プロセス (著作権法第104条の13)



SARTRASによる認可申請及び認可された補償金額の概要



意見聴取



主な意見聴取先

- 全国市町村教育委員会連合会
- 全国都道府県教育委員会連合会
- 日本私立小学校連合会
- 日本私立中学高等学校連合会
- 指定都市教育委員会協議会
- 全国公立高等専門学校協会
- 日本私立高等専門学校協会
- 全国公立短期大学協会
- 日本私立短期大学協会
- 一般社団法人国立大学協会
- 一般社団法人公立大学協会
- 日本私立大学団体連合会
- 全国専修学校各種学校総連合会
- 全国知事会
- 全国市長会
- 全国町村会
- 全国国公立幼稚園・こども園長会
- 全日本私立幼稚園連合会 等

○ 意見聴取期間 令和2年8月6日～9月23日

○ 認可申請 令和2年9月30日

⇒令和2年12月18日 文化庁長官認可

○ 認可された補償金額

■ 補償金の料金体系と金額

① 学校種別の年間包括料金（公衆送信の回数は無制限）

授業目的公衆送信を受ける幼児／児童／生徒／学生 1人当たりの額
(意見聴取の際の額⇒意見聴取を踏まえた認可申請額)

- 大学 800円 ⇒ 720円 (月平均60円) 【主な意見】
補償金額の無償化又は低廉化
- 高校 500円 ⇒ 420円 (月平均35円) 補償金額算定の根拠の明確化
- 中学校 260円 ⇒ 180円 (月平均15円) 経過措置の必要性
- 小学校 200円 ⇒ 120円 (月平均10円) 利用実態調査の負担軽減
- 幼稚園 100円 ⇒ 60円 (月平均 5円) 制度の周知等
- 社会教育施設、公開講座等
30人を定員とする 1 講座・講習を 1 回の授業として、授業毎に300円 申請手続等の簡便化 等

② 公衆送信の都度支払う場合の料金

1回・1人当たり10円

(対象となる著作物、実演、レコード、放送、有線放送毎)

※前期・後期毎に事後届出、補償金の適正な請求・分配に資する情報の提出

■ 補償金額の算出根拠

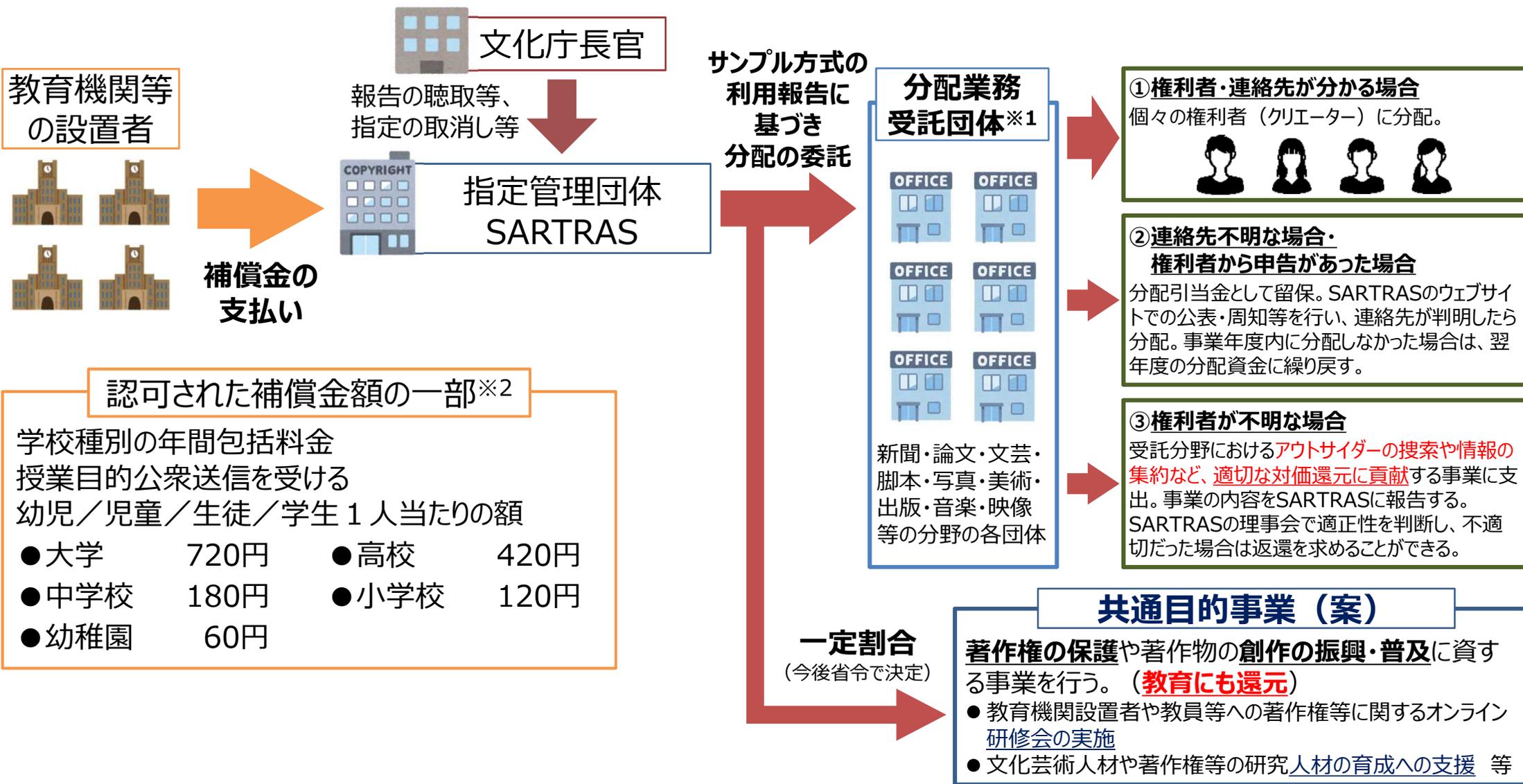
著作権等管理事業者が、非営利の教育機関に適用している公衆送信に係る使用料等を参考に算出

■ 定期的な見直し

3年経過毎に、検討を加え、必要な措置を講じる

授業目的公衆送信補償金の分配スキームの概要

サンプル方式による利用報告に基づき、著作物の**分野毎の著作権等管理事業者等に補償金の分配を委託**し、受託団体が**できる限り個別の権利者に分配**。**権利者に分配できない場合が一定程度あることを踏まえ、クリエイターや教育全体の利益に資する事業に支出**。



※1：権利者への補償金の分配を網羅的に遂行できる能力を有する著作権等管理事業者又は権利者団体。分野を網羅する団体がない場合は、その設立支援を行う。

※2：学校種別の詳細な補償金額は補償金規定を参照。

授業目的公衆送信補償金規程

令和2年12月18日 認可

一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（以下「本協会」という。）が、学校その他の教育機関の教育の公共性及び多様性、並びに文化的資産である著作物、実演、レコード、放送及び有線放送（以下「著作物等」という。）に関する権利の公正な利用に留意しつつ、著作権法（昭和45年法律第48号。以下「法」という。）第35条第2項（法第102条第1項において準用する場合を含む。）が規定する補償金（以下「補償金」という。）を、法第104条の13第1項の規定に基づき、定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「授業目的公衆送信」とは、法第35条第1項（法第102条第1項において準用する場合を含む。）の規定により行われる公衆送信（法第35条第3項が規定する公衆送信に該当するものを除く。）をいう。
- (2) 「教育機関」とは、法第35条第1項が規定する教育機関をいい、これを例示すると「幼稚園」、「小学校」、「中学校」、「義務教育学校」、「高等学校」、「中等教育学校」、「高等専門学校」、「大学」、「特別支援学校」、「専修学校」、「各種学校」、「保育所」、「幼保連携型認定こども園」、「放課後児童クラブ」、「省庁等大学校」、「職業能力開発施設」、「社会教育施設」、「教育センター」である。
- (3) 「設置者」とは、教育機関を設置する者をいう。
- (4) 「年度」とは、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。
- (5) 「補償金算定対象者」とは、授業目的公衆送信を行う教育機関の在学者のうち、補償金を支払う年度中に授業目的公衆送信を受けることが予定されている者をいう。
- (6) 「幼稚園」、「小学校」、「中学校」、「義務教育学校」、「高等学校」、「中等教育学校」、「高等専門学校」、「大学」とは、それぞれ学校教育法第1条に規定されている各学校をいう。
- (7) 「特別支援学校」とは、学校教育法第1条に規定されている特別支援学校をいい、「特別支援学級」とは、同法第81条第2項に規定されている特別支援学級をいう。
- (8) 「専修学校」とは、学校教育法第124条に規定する専修学校をいい、「各種学校」とは、同法第134条に規定されている各種学校をいう。
- (9) 「保育所」とは、児童福祉法第39条に規定されている施設をいう。
- (10) 「幼保連携型認定こども園」とは、児童福祉法第39条の2に規定されて

いる施設をいう。

- (11) 「放課後児童クラブ」とは、児童福祉法第6条の3第2項に規定されている放課後児童健全育成事業を行う施設をいう。
- (12) 「省庁等大学校」とは、防衛大学校、税務大学校、水産大学校などの法令に基づいて国もしくは地方自治体が設置し、または法令によって定められた設置者が当該法令に基づいて設置する教育施設であって、当該教育機関が目的とする専門教育を行うものをいう。
- (13) 「職業能力開発施設」とは、職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発校、障害者職業能力開発校、職業能力開発促進センターなどの法令に基づいて国もしくは地方自治体が設置し、または法令によって定められた設置者が当該法令に基づいて設置する教育施設であって、職業教育を行うことを目的とするものをいう。
- (14) 「社会教育施設」とは、公民館、博物館、美術館、図書館、青少年センター、生涯学習センターなどの、法令に基づいて国もしくは地方自治体が設置し、または法令によって定められた設置者が当該法令に基づいて設置する教育施設であって、社会教育を行うことを目的とするものをいう。
- (15) 「教育センター」とは、教育公務員特例法第21条に基づき、教育公務員に専ら研修を受ける機会を与える施設をいう。
- (16) 「通信制教育機関」とは、学校教育法第54条第1項、第84条、第108条第8項、附則第8条に規定されている通信による教育を目的とするものをいい、放送大学を含む。
- (17) 「公開講座」とは、学校教育法第107条に規定されている大学における公開講座をいう。
- (18) 「免許状更新講習」とは、教育職員免許法第9条の3に規定されている大学その他文部科学省令で定める者が、文部科学大臣の認定を受けて行う教員免許状更新に関する講習をいう。
- (19) 「履修証明プログラム」とは、学校教育法第105条（123条、133条及び学校教育法施行規則第179条において準用）に規定されている特別の課程をいう。
- (20) 「科目等履修生」とは、大学設置基準第31条に規定されている、当該大学の学生以外の者で、1又は複数の授業科目を履修する者をいう。
- (21) 「補償金算定対象履修者等」とは、履修証明プログラムの履修者又は科目等履修生のうち、補償金を支払う年度中に授業目的公衆送信を受けることが予定されている者をいう。ただし、補償金算定対象者としている者は除く。

2 本規程に特に定めがある場合を除き、本規程における用語は、法と同じ意

味で用いるものとする。

(授業目的公衆送信の回数に関わらず支払う補償金の額)

第3条 授業目的公衆送信を行う教育機関の設置者が支払う補償金の額は、授業目的公衆送信する著作物等の種類、授業目的公衆送信の回数にかかわらず、年度ごとに、下表に定める種に応じて、1人当たりの補償金額(年額)に当該教育機関における補償金算定対象者の総数を乗じて得た額とする。

種	1人当たりの補償金額(年額)
幼稚園	60円
小学校	120円
中学校	180円
義務教育学校	1学年～6学年 120円 7学年～9学年 180円
高等学校	420円 専攻科 720円
中等教育学校	1学年～3学年 180円 4学年～6学年 420円 専攻科 720円
高等専門学校	1学年～3学年 420円 4学年～5学年 720円 専攻科 720円
大学	720円
特別支援学校	幼稚部 30円 小学部 60円 中学部 90円 高等部 210円 専攻科 360円
専修学校	高等課程 420円 専門課程 720円 一般課程のうち 幼稚園に準じた教育を受ける補償金算定対象者 60円 小学校に準じた教育を受ける補償金算定対象者 120円 中学校に準じた教育を受ける補償金算定対象者 180円 高等学校に準じた教育を受ける補償金算定対象者 420円 大学に準じた教育を受ける補償金算定対象者 720円

各種学校	幼稚園に準じた教育を受ける補償金算定対象者	60 円
	小学校に準じた教育を受ける補償金算定対象者	120 円
	中学校に準じた教育を受ける補償金算定対象者	180 円
	高等学校に準じた教育を受ける補償金算定対象者	420 円
	大学に準じた教育を受ける補償金算定対象者	720 円
保育所		60 円
幼保連携型認定こども園		60 円
放課後児童クラブ		60 円
省庁等大学校		720 円
職業能力開発施設	高等学校に準じた教育を受ける補償金算定対象者	420 円
	大学に準じた教育を受ける補償金算定対象者	720 円

- (1) 補償金算定対象者の総数は、補償金算定対象者が属する教育機関の当年度の5月1日に在学する人数を基に算出するものとする。
- (2) ある設置者が複数の教育機関を設置しているときは、教育機関ごとに補償金の額を算出したのちに、それらを合算するものとする。
- (3) 年度の途中から授業目的公衆送信を開始する場合の補償金額は、上記表の補償金額（年額）を12で除した額に、授業目的公衆送信を開始した日が属する月を含む当該年度の残余の月数を乗じた額に当該教育機関における補償金算定対象者の総数を乗じて得た額とする。
- (4) 補償金算定対象者又は補償金算定対象履修者等について、教育機関設置者が定める所定の在学期間が、補償金を支払う年度において夏期、冬期、春期の通常の休業期間を含め、その開始から終了まで1年間に満たない場合の補償金額は、本条第1項の表の額を12で除した額に在学期間となる月数を乗じて得た額とすることができる。また、在学期間が1カ月に満たない場合の補償金額は、本条第2項の定めに従い算出した補償金額とすることができる。
- (5) 本条で定める補償金を支払った後、夏期、冬期、春期の通常の休業期間を除き、災害その他やむを得ない事情により補償金の対象となる授業が実施できない期間が生じるなどして、1月を超えて1度も授業目的公衆送信を行わない期間が生じた場合であって、教育機関の設置者が、本協会が指定する内容を記載した書面を提出し、本協会の承認を得た場合、1月を超えて1度も授業目的公衆送信を行わない月数に相当する補償金を返還する。
- (6) 特別支援学級の補償金算定対象者の総数に乘じる1人当たりの補償金額（年額）は、本条第1項に定める額の50%の額に読み替えるものと

する。

2 教育機関が行う公開講座又は免許状更新講習や、社会教育施設及び教育センターが行う授業において授業目的公衆送信を行う場合、本条第1項の規定に基づく補償金の支払いとは別に、授業目的公衆送信する著作物等の種類や授業目的公衆送信の回数にかかわらず、300円に、4月1日から9月30日まで（前期）、及び10月1日から翌年の3月31日まで（後期）に分けた期毎の授業数を乗じて得た額を支払うものとする。

(1) 授業数とは、前期、後期それぞれの期間中に授業目的公衆送信を行う講座又は講習の総定員数（期毎に行う講座又は講習単位に、1回あたりの定員の数に開催回数を乗じて延べ定員数を算出し、その結果を合計した数）を30で除した数（余りがある場合は1授業として加算する）をいう。

(2) 期毎の授業数は、当年度の5月1日（前期）及び11月1日（後期）の数を基に算出するものとする。

(3) 本項の授業のうち、期間のみが定められ、回数の定めがない場合の補償金額は、本項にかかわらず、本条第1項の規定を適用して算出する。

（前条によらない場合の補償金の額）

第4条 前条にかかわらず、教育機関で授業目的公衆送信を行う都度、当該教育機関の設置者が補償金を支払う場合は、授業目的公衆送信を行った（イ）著作物、（ロ）実演による音声及び映像、（ハ）レコードに固定された音声、（ニ）放送による音声及び映像、及び（ホ）有線放送による音声並びに映像ごとに10円とし、これらを合算した額に、当該授業目的公衆送信を受信した履修者等の総数を乗じて得た額（個別）とする。本条の適用を受けようとする設置者は、4月1日から9月30日まで（前期）、及び10月1日から翌年の3月31日まで（後期）の期毎に、当該教育機関における授業目的公衆送信の件数について取りまとめ、送信毎に利用する著作物等の情報、履修者等の総数等、本条による補償金の適正な請求・分配に資する情報を、本協会が指定する書式及び方式により本協会が定める期限までに提出しなければならない。

2 授業の動画の中に複数の著作物等を利用する場合で、本条の適用を受けようとするときの補償金額（個別）は、当該動画内で利用するすべての著作物等毎に前項により額を算出したものを合算した額とする。

（その他）

第5条 異なる教育機関間の遠隔授業において授業目的公衆送信が行われる場合で、送信元となる教育機関又は送信先となる教育機関の設置者のいずれか

が当該教育機関分の第3条第1項の補償金を支払っているときは、当該遠隔授業を行えるものとする。ただし、いずれもが支払っていないときは、送信先及び送信元で協議のうえ、いずれかの教育機関の設置者が送信先の補償金算定対象者数により第3条により算出した額又は第4条により算出した額を支払うこととする。

- 2 教育機関が、人口減などで教育機関の維持が困難な地域に存する場合であって、第3条第1項又は第2項の規定を適用するときは、算出される額の50%の額を当該教育機関が支払う補償金額とする。
- 3 通信制教育機関において授業目的公衆送信が行われる場合であって、第3条の規定を適用するときは、該当する補償金算定対象者の総数に乗じる1人当たりの補償金額（年額）を、第3条第1項に定める額の50%の額とする。
- 4 履修証明プログラムの履修者又は科目等履修生に対し授業目的公衆送信が行われる場合であって、第3条第1項の規定を適用するときは、該当する補償金算定対象履修者等の総数に乗じる1人当たりの補償金額（年額）を、第3条第1項に定める額の50%の額とする。
- 5 教育機関の態様あるいは著作物等の利用の状況等により、本規程第2条から本条第4項までを適用することが難しい特別な事情がある場合、又は年度の途中でそれら状況等に著しい変化が生じた場合における補償金の額は、当該教育機関の設置者との協議を経て、本規程の範囲内で本協会が決定する。
- 6 本規程の補償金額には、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する消費税等に相当する金額を加算する。

附則

- 1 本規程は、2021年4月1日から実施する。
- 2 本協会は、本規程の実施の日から3年を経過する毎に、実施後の状況を勘案し、本規程について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。